

## 日頃の備え



家具などの固定



不要なものの整理



地域における  
顔の見える関係づくり

## 災害時の情報入手方法

ごみ出しに関する情報は、市のホームページ、安全安心メール、防災行政無線、広報紙などでお知らせします。正しい情報を確認し、ごみを出してください。

### 三鷹市ホームページ

<https://www.city.mitaka.lg.jp/>

三鷹市

### 三鷹市公式SNS

[https://twitter.com/mitaka\\_tokyo](https://twitter.com/mitaka_tokyo)

三鷹市公式X(エックス)



## 災害ボランティア情報

三鷹市社会福祉協議会では、三鷹市と締結した「災害時におけるボランティア活動に関する協定書」に基づき、市内で震度6弱以上の地震災害や風水害などの大規模災害が起きた時は、三鷹市からの要請により『災害ボランティアセンター』を設置します。

みたかボランティアセンター ホームページ [三鷹市ボランティア](https://www.mitakashakyo.or.jp/vc)

Tel.0422-76-1271

<https://www.mitakashakyo.or.jp/vc>

## お問い合わせ

## 三鷹市 生活環境部 ごみ対策課

〒181-8555 東京都三鷹市野崎一丁目1番1号

TEL.0422-29-9613 メール [gomi@city.mitaka.lg.jp](mailto:gomi@city.mitaka.lg.jp)



# 災害時の

# ごみの出し方



じじよまる  
三鷹市防災キャラクター

大規模な災害が発生すると、一度に大量のごみが出できます。

災害廃棄物を分別して、適切に処理することが

一日も早い復旧・復興につながります。

このパンフレットでは、災害が起きてしまった場合に備えて、

災害廃棄物をスムーズに片付け、

一日でも早く日常生活を取り戻すために、

市民の皆様を知っておいていただきたいことをまとめました。



サリー  
三鷹市ごみ分別  
応援キャラクター

災害時には、通常生活で家庭から排出される「生活ごみ」に加えて、被災した住宅などから排出される「災害廃棄物」や、避難施設などから排出される「避難所ごみ」、仮設トイレから汲み取る「し尿」などの処理が必要になります。

## 災害廃棄物

大規模な災害が発生すると、家や建物が壊れ、木くずやコンクリートなどの「がれき類」が多量に発生します。

また、災害によって使用できなくなった家具や家電などの「片付けごみ」も多量に発生します。

これらの災害に起因して発生する廃棄物を「災害廃棄物」といいます。



## 生活ごみ

通常生活で家庭から排出される「生活ごみ」は、災害時も同様に出できます。

生ごみなどの可燃ごみや、ペットボトルや空きびん・空き缶などの資源物などがあります。

# 片付けごみの出し方

片付けごみは、市が指定する場所に出してください。必要に応じて仮置場を開設します。仮置場の開設場所や開設日時などについては、災害時に市のホームページなどでお知らせします。

## 災害廃棄物は分別して仮置場へ

災害廃棄物は想像以上に発生します。分別することで処理期間が短くできます。また、悪臭や害虫の発生抑制と火災を防ぐことができます。



仮置場には、市民の皆様で運び入れてください。仮置場内では、種類ごとに分別のご協力をお願いします。



## 片付けごみの分別区分例

災害によって区分が異なる場合がありますので、災害時の市からのお知らせを必ず確認してください。



可燃物

被災して使えなくなった布製品など



木くず

木製家具、建具類



畳・布団

被災して使えなくなった畳や布団



不燃物

ガラス、陶磁器など



金属くず

スチール家具、自転車など



家電4品目

冷蔵庫、洗濯機、テレビ、エアコン



小型家電

電子レンジ、扇風機など

## 片付けごみに関するお願い

### 片付けごみを出す際の注意点

◎道路脇などに片付けごみを出さないでください。緊急車両の通行が妨げられてしまいます。

◎元々ご家庭にあった不要物などで被災していないものや、生活ごみを仮置場に持ち込むことはできません。事業所から出たごみや、産業廃棄物は、仮置場には持ち込めません。



### 災害廃棄物を片付けるときにの注意点



# 生活ごみの出し方

## 災害時の生活ごみの出し方

災害時は、通常のごみ収集ができない場合があります。発災後、通常の収集運搬、処理が可能かどうか判断します。



被災状況により、収集や分別の方法が変更される場合がありますので、市のお知らせを確認してください。

生活ごみは、生ごみなどの腐敗しやすい可燃ごみを優先的に収集します。



資源物（びん・缶、ペットボトル、古紙・古着、粗大ごみ）は、一時的に収集を停止します。

- ・収集再開の目途が立ったら、市のホームページなどでお知らせします。
- ・収集再開まで、家の中で保管をお願いします。



## 使用済み非常用トイレの捨て方

可燃ごみと一緒に出してください。避難所で非常用トイレを使用した場合は、避難所で指定された集積場所に出してください。



**【重要】**水洗トイレが使用できない場合に備え、「携帯トイレ」を備蓄しましょう。

**備蓄の目安** 1人1日5回を最低3日分

(出典：避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン 平成28年4月 内閣府防災担当)

## 避難所ごみの出し方

避難所で発生したごみは、避難所のごみ分別ルールに従って、指定された集積場所に出してください。

